

## 農業委員会で審議された案件です

(上段：賃貸借・使用貸借    下段：売買・贈与    単位：件)

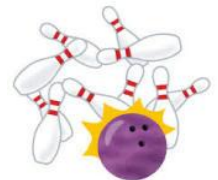
案 件 名	4~7 月計	8月	9月	26年 度計	その他（8・9月分）
農振法による農用地区域除外申請	0	—	—	0	○ 8月 ・平成26年度玉葱作況調査について ・平成26年度水稻作況調査について  ○ 9月 ・平成26年度玉葱作況調査収量について ・平成26年度水稻作況調査収量について ・農地法第30条の規定による農地利用状 況調査（一斉）について ・平成26年度果樹作況調査について
農地法第3条許可申請	2	—	—	2	
農地法第4条許可申請	1	—	—	1	
農地法第5条許可申請	3	—	—	3	
農地法第5条許可申請	0	—	—	0	
農地法第5条許可申請	4	—	—	4	
農用地利用集積計画の決定について	6	—	—	6	
現況証明願い	3	—	—	3	
農地法第3条の3届出書	8	2	2	12	
農地法第18条第6項合意解約通知	2	—	—	2	
農業者年金に関する申請について	3	1	—	4	
農業者年金に関する申請について	12	3	2	17	



### ボウリング大会にご参加ください

今年で13回目の「農業委員会主催地区対抗ボウリング大会」を**11月26日（水）**に開催します。終了後には懇親会も予定していますので、ぜひご参加ください。

申し込み方法等の詳細は折り込みのチラシをご覧ください。



### 農地の貸借契約期間をご確認ください

農地法第3条の許可による賃貸借は、法定更新（同一条件で自動的に更新）されますが、使用貸借及び農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に係る賃貸借等については法定更新されません。**農地を貸し借りしている方は、契約期間をご確認ください。**

**旧農業者年金の経営移譲年金、新農業者年金の特例付加年金**を受給されている方は、特にご注意ください。



**※ 返還された農地を、適切に再処分しないと支給停止になる場合があります。**

農地に関する相談は、地区担当農業委員または、農業委員会事務局（54-2121内線354）までお問い合わせください。

### 編集後記

先日、砂川市内のとあるイベントで、砂川産の農産物を口にする機会がありました。イベント等を通して地元の農産物にふれることは、普段はあまりそういった機会のない人にとって、貴重な機会になるのではないかと思います。やはり、地元のものは地元の人に食べてもらうことが、生産者にとっても消費者にとっても、一番良いことではないかと改めて感じました。

[小澤 友祐]